

令和元年 10 月 1 日 料金改定

指定管理者：横大路スポーツネットワーク

横大路運動公園の利用料金一覧 (表中の金額の単位=円)

< 体育館 >

(テニス：2面, バスケットボール：2面, バレーボール：2面, ハンドボール：1面, バドミントン：6面, 卓球：18面)

区 分		全 面 利 用				部分利用 (1時間につき)	
		アマチュアスポーツ		そ の 他			
		入場料徴収なし	入場料徴収あり	入場料徴収なし	入場料徴収あり		
平 日	午前	8:00～12:00	22,000	72,280	240,950	338,380	830
		9:00～12:00	14,660	50,280	168,660	240,950	830
	午後	13:00～17:00	22,000	72,280	240,950	338,380	830
	夜間	17:30～21:00	31,420	101,610	338,380	473,520	2,090
		17:30～22:00	40,850	133,040	443,140	621,230	2,090
	全日	8:00～21:00	75,420	246,170	820,280	1,150,280	
		8:00～22:00	84,850	277,600	925,040	1,297,990	
		9:00～21:00	68,080	224,170	747,990	1,052,850	
9:00～22:00		77,510	255,600	852,750	1,200,560		
土・日・祝日	午前	8:00～12:00	29,330	94,280	314,280	418,000	3,660
		9:00～12:00	18,850	64,950	216,850	303,800	3,660
	午後	13:00～17:00	29,330	94,280	314,280	418,000	3,660
	夜間	17:30～21:00	40,850	129,900	434,760	608,660	5,230
		17:30～22:00	53,420	169,710	569,900	798,280	5,230
	全日	8:00～21:00	99,510	318,460	1,063,320	1,444,660	
		8:00～22:00	112,080	358,270	1,198,460	1,634,280	
		9:00～21:00	89,030	289,130	965,890	1,330,460	
9:00～22:00		101,600	328,940	1,101,030	1,520,080		

<会議室>

区 分			併用利用	単独利用
第1・第2	午 前	8:00~12:00	1,360	2,610
	午 後	13:00~17:00	1,360	3,980
	夜 間	17:30~22:00	2,610	5,440
	全 日	8:00~22:00	5,330	12,030
第3・第4	午 前	8:00~12:00	730	1,360
	午 後	13:00~17:00	730	2,090
	夜 間	17:30~22:00	1,360	2,610
	全 日	8:00~22:00	2,820	6,060

<トレーニングルーム>

施設名	個人利用料
トレーニングルーム	1人1回につき 310 ※

※障害のある方等への料金の免除があります。

<洋弓場>

区分			全面利用	個人利用 (1時間につき)
平日	午 前	8:00~12:00	4,080	
	午 後	13:00~17:00	5,860	
	全 日	8:00~17:00	9,940	150 ※
土日祝	午 前	8:00~12:00	5,230	
	午 後	13:00~17:00	7,640	
	全 日	8:00~17:00	12,870	200 ※

※障害のある方等への料金の免除があります。

<野球場・野球場兼運動場>

種別	施設名	面数	施設利用料 (1面1時間につき)	
			平日	土・日・祝日
野球場	硬式野球場	1	2,090	3,450
野球場兼運動場	第1・2・3グラウンド	各1	1,040	2,720

※障害のある方等への料金の免除について

《対象者》

- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている方
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている方
- ・戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ・上記対象者の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除いて、身体障害者等1人につき介護者は1人までです。）

《利用方法》

- ・各施設の窓口において、直接上記手帳を提示してください。

○付属設備を利用される場合

施設利用料金に加えて、付属設備の利用料金をお支払いただく必要があります。
付属設備の内容及び料金については、各施設にお問い合わせください。